

奈良県告示第四百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和七年三月二十五日

奈良県知事 山下 真

一 施行者の名称

橿原市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業橿原市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十三年九月十九日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

平成三十年三月奈良県告示第五百号のとおり

(二) 使用の部分

昭和四十七年三月奈良県告示第六百二十二号、昭和五十一年四月奈良県告示第四十八号、昭和五十三年十二月奈良県告示第五百四十二号、昭和六十一年三月奈良県告示第二十九号、昭和六十二年一月奈良県告示第五百九十六号、昭和六十三年十一月奈良県告示第五百三三号、平成四年三月奈良県告示第十四号、平成七年十一月奈良県告示第三百十八号、平成十二年三月奈良県告示第二百七十号、平成十九年二月奈良県告示第四百九十八号、平成二十三年三月奈良県告示第四百十八号、平成二十七年三月奈良県告示第五百五十四号及び平成三十年三月奈良県告示第五百号の事業地のうち橿原市葛本町、新賀町、新口町、膳夫町、四条町、城殿町、畝傍町、田中町、石川町、大軽町、鳥屋町、大谷町、寺田町、曾我町、土橋町、中曾司町、豊田町、忌部町、古川町、川西町及び観音寺町地内において事業地を変更する。